

日本弁護士連合会 配布資料

2. 国・自治体・福祉等

2-1	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 (2018年2月1日現在・日弁連調べ)	P. 1
2-2	法律サービス展開本部自治体等連携センター関連のイベント等の開催状況について(2017年5月1日以降)	P. 5
2-3	行政連携のお品書きマップ (2018年2月1日現在・日弁連調べ)	P. 6
—	愛知県弁護士会行政連携センター「自治体・行政等向け 弁護士活用ガイド」	別冊

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2018年2月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名		所属部署	人数(人)のうち任期付き ※注③	
1	弘前市(青森県)	経営戦略部	1	1
2	花巻市(岩手県)	総合政策部総務課	2	2
3	山田町(岩手県)	建設課	1	1
4	宮城県	総務部私学文書課	1	1
		中央児童相談所	1	0
合計			2	1
5	石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
6	気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
7	東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
8	福島県	総務部文書法務課	1	1
9	相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
10	南相馬市(福島県)	復興企画部原子力損害対策課	1	1
11	浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
12	つくば市(茨城県)	市長公室	1	1
13	稲敷市(茨城県)	総務部総務課	1	1
14	栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
15	沼田市(群馬県)	総務部総務課	1	0
16	さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	1
17	川越市(埼玉県)	総務部総務課	2	2
18	所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
19	草加市(埼玉県)	総務部	1	1
20	千葉県	総務部政策法務課	2	1
		印旛土木事務所総務課	1	0
合計			3	1
21	船橋市(千葉県)	総務部法務課	1	1
22	市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
23	流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議事事務局	1	1
24	浦安市(千葉県)	総務部総務課	1	0
25	東京都	総務局	7	2
		産業労働局	1	0
		労働委員会事務局	3	2
合計			11	4
26	特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	4	2
27	中央区(東京都)	総務部	1	1
28	文京区(東京都)	総務部総務課	1	0
29	大田区(東京都)	総務部	1	1
30	中野区(東京都)	経営室	1	1
31	板橋区(東京都)	総務部	1	1
32	練馬区(東京都)	総務部	1	1
33	葛飾区(東京都)	総務部	1	1
34	青梅市(東京都)	総務部	1	1
35	調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
36	町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
37	国分寺市(東京都)	政策部	2	2
38	国立市(東京都)	政策経営部収納課兼行政管理部情報管理課	1	1
39	多摩市(東京都)	総務部	2	2
40	西東京市(東京都)	総務部総務法規課	1	1
41	神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
		政策局政策部政策法務課	1	0
		総務局組織人材部人事課	1	0
		労働委員会事務局審査調整課	1	0
		教育局行政部行政課	1	0
合計			5	1
42	横須賀市(神奈川県)	総務部行政管理課	1	1
43	平塚市(神奈川県)	行政総務課	1	1
44	鎌倉市(神奈川県)	総務部総務課	1	1
45	茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	1	1
46	逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
47	厚木市(神奈川県)	教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
		総務部行政総務課	1	1
合計			2	2
48	新潟県	総務管理部法務文書課	1	1
49	新潟市(新潟県)	総務部	1	1
50	富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課	1	1
51	加賀市(石川県)	総務部総務課	1	1
52	長野県	総務部コンプライアンス・行政経営課	1	0
53	岐阜市(岐阜県)	行政部行政課	1	1
54	島田市(静岡県)	行政経営部経営管理課	1	1
55	名古屋市(愛知県)	児童福祉センター中央児童相談所	1	1
		西部児童相談所	1	1
合計			2	2
56	岡崎市(愛知県)	総務部総務文書課	1	1
57	春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
58	豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
59	三重県	総務部法務文書課	1	1
60	四日市市(三重県)	総務部総務課	1	1
61	松阪市(三重県)	総務部債権回収対策課	1	1
62	名張市(三重県)	総務部	1	1
63	南伊勢町(三重県)	総務課	1	1

地方公共団体名	所属部署	人数(人)のうち任期付き ※注③	
64 大阪市(大阪府)	総務局行政部行政課	4	0
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	合計	6	2
65 高槻市(大阪府)	法務課	1	1
66 茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
67 泉佐野市(大阪府)	総務部総務課	1	1
68 河内長野市(大阪府)	総務部総務課	1	1
69 松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
70 交野市(大阪府)	総務部総務課	1	1
71 兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
	合計	2	0
72 姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	2	2
73 明石市(兵庫県)	政策局市長室	1	1
	政策局市民相談室	2	1
	総務局総務管理室総務課	1	1
	消防本部総務課	1	1
	福祉局福祉政策室福祉総務課	1	1
	福祉局子育て支援室子育て支援課	1	1
合計	7	6	
74 伊丹市(兵庫県)	総務部法務室	1	1
75 奈良市(奈良県)	総務部	1	1
	総務部法務ガバナンス課	2	2
合計	3	3	
76 和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
77 和歌山市(和歌山県)	総務局総務部総務課	1	1
78 橋本市(和歌山県)	総務部債権回収対策室	1	1
79 松江市(島根県)	総務部総務課	2	2
80 岡山市(岡山県)	総務局総務法制企画課	1	0
81 備前市(岡山県)	総合政策部総務課	1	1
82 赤磐市(岡山県)	総務部総務課	1	1
	総合政策部秘書企画課	1	1
合計	2	2	
83 早島町(岡山県)	総務課	1	1
84 福山市(広島県)	総務局総務部総務課	1	1
85 東広島市(広島県)	総務部総務課	1	1
86 山口県	総務部学事文書課	1	1
87 長門市(山口県)	企画総務部総務課	1	0
88 阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
89 高松市(香川県)	総務局コンプライアンス推進課	1	1
90 福岡県	福岡児童相談所	1	1
91 北九州市(福岡県)	総務局総務部	1	1
92 福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	0
93 直方市(福岡県)	市民部健康福祉課	1	1
	総合政策部市政戦略室	1	1
合計	2	2	
94 古賀市(福岡県)	総務部総務課	2	1
95 糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
96 長崎市(長崎県)	総務部総務文書課	1	1
97 長崎市(長崎県)	総務部総務課	1	1
98 熊本市(熊本県)	総務局行政管理部法制課	3	2
99 大分県	教育庁教育改革・企画課	1	0
100 宮崎市(宮崎県)	総務部総務法制課	1	0
101 小林市(宮崎県)	総務部	1	1
102 鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
103 鹿屋市(鹿児島県)	総務部総務課	1	1
104 南さつま市(鹿児島県)	総務企画部	1	1
合計	152	117	

<自治体数計 104>

総計

【注】※注① 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数。

※注② 内訳は、弁護士登録者(93名)、登録取消者(41名)及び司法修習終了後の未登録者(18名)である。

※注③ 人数欄の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

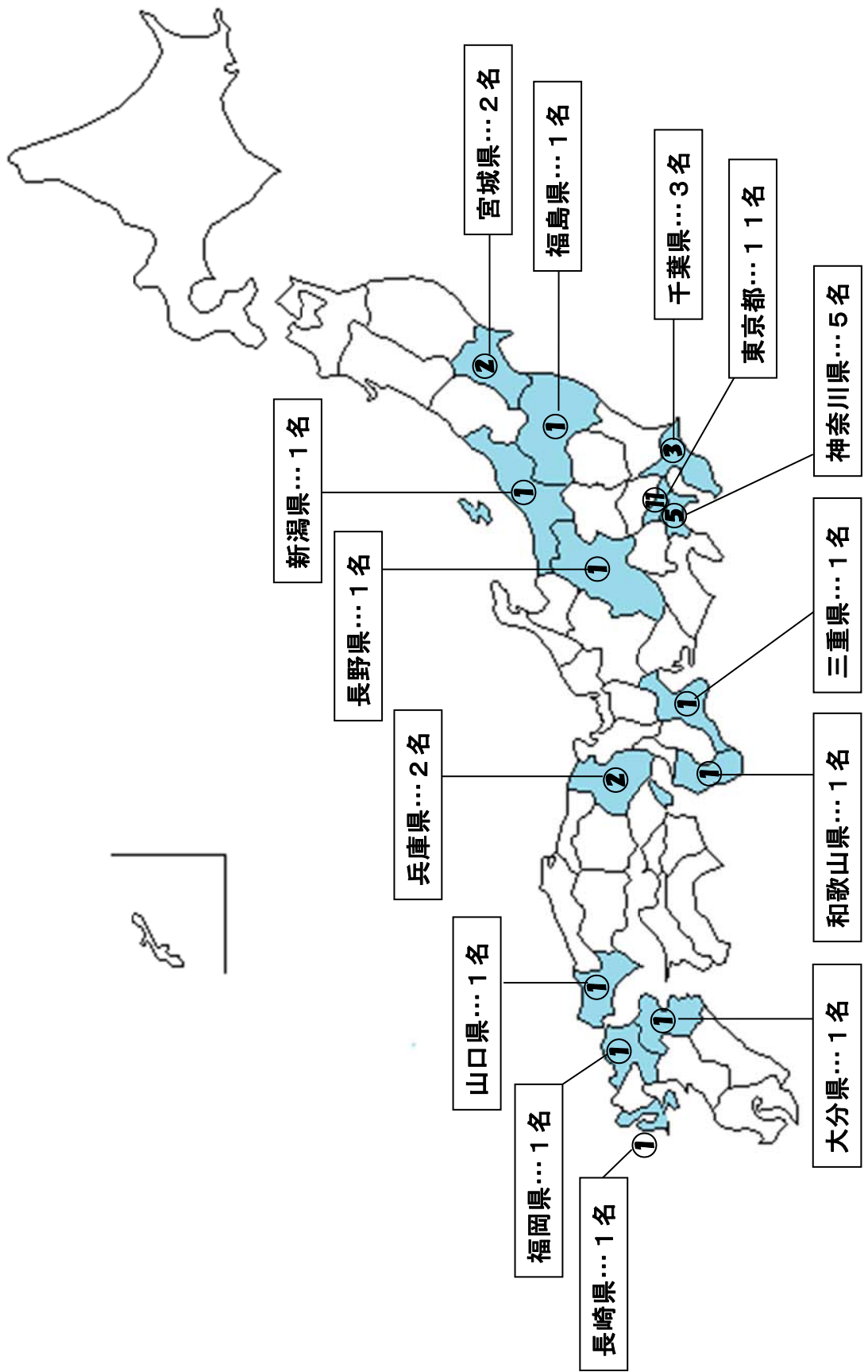
(2018年2月1日現在 日弁連調べ)

年度		
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1 ・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山市:1 ・岩手県:1・宮城県:1・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1 ・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1 ・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1・大分県:1	33
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1 ・和歌山県:1・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1 ・千葉県:1・鳥取県:1・宮城県:1	28
2015	・宮古市:1・南相馬市:1・小山市:1・川越市:1・特別区人事・厚生事務組合:1・町田市:1・新潟市:1・富山市:1・岐阜市:1・名古屋市:1 ・大阪市:4・鳥取県:1・福山市:1・長門市:1・高松市:1・長崎県:1・東京都:1・奈良市:1・古賀市:1・甘日市:1・山田町:1 ・河内長野市:1・東広島市:1・宮崎県:1・赤磐市:2	29
2016	・花巻市:1・宮城県:1・石巻市:1・東松島市:1・相馬市:1・草加市:1・千葉県:1・船橋市:1・流山市:1・東京都:1・板橋区:1・葛飾区:1 ・青海市:1・調布市:1・平塚市:1・鳥田市:1・名古屋市:1・豊田市:1・三重県:1・四日市市:1・南伊勢町:1・松原市:1・姫路市:1 ・橋本市:1・福岡市:1・茅ヶ崎市:1・熊本市:1・つくば市:1・厚木市:1・東京都:1・国分寺市:1・横須賀市:1・新潟県:1・鹿屋市:1 ・気仙沼市:1・市原市:1・岡崎市:1・伊丹市:1・長崎県:1・浪江町:1・所沢市:1・大田区:1・西東京市:1・小林市:2・泉佐野市:1 ・多気町:1・明石市:2・奈良市:1・備前市:1・茨木市:1・奈良市:1・明石市:1・鎌倉市:1	55
2017	・福島県:1・東京都:1・中野区:1・練馬区:1・多摩市:1・厚木市:1・交野市:1・姫路市:1・明石市:1・福山市:1・福岡県:1・北九州市:1 ・古賀市:1・熊本市:2・神奈川県:4・加賀市:1・川越市:1・松原市:1・和歌山市:1・松江市:2・直方市:2・早島町:1・稲敷市:1・中央区:1 ・花巻市:1	31

【注】※注① 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

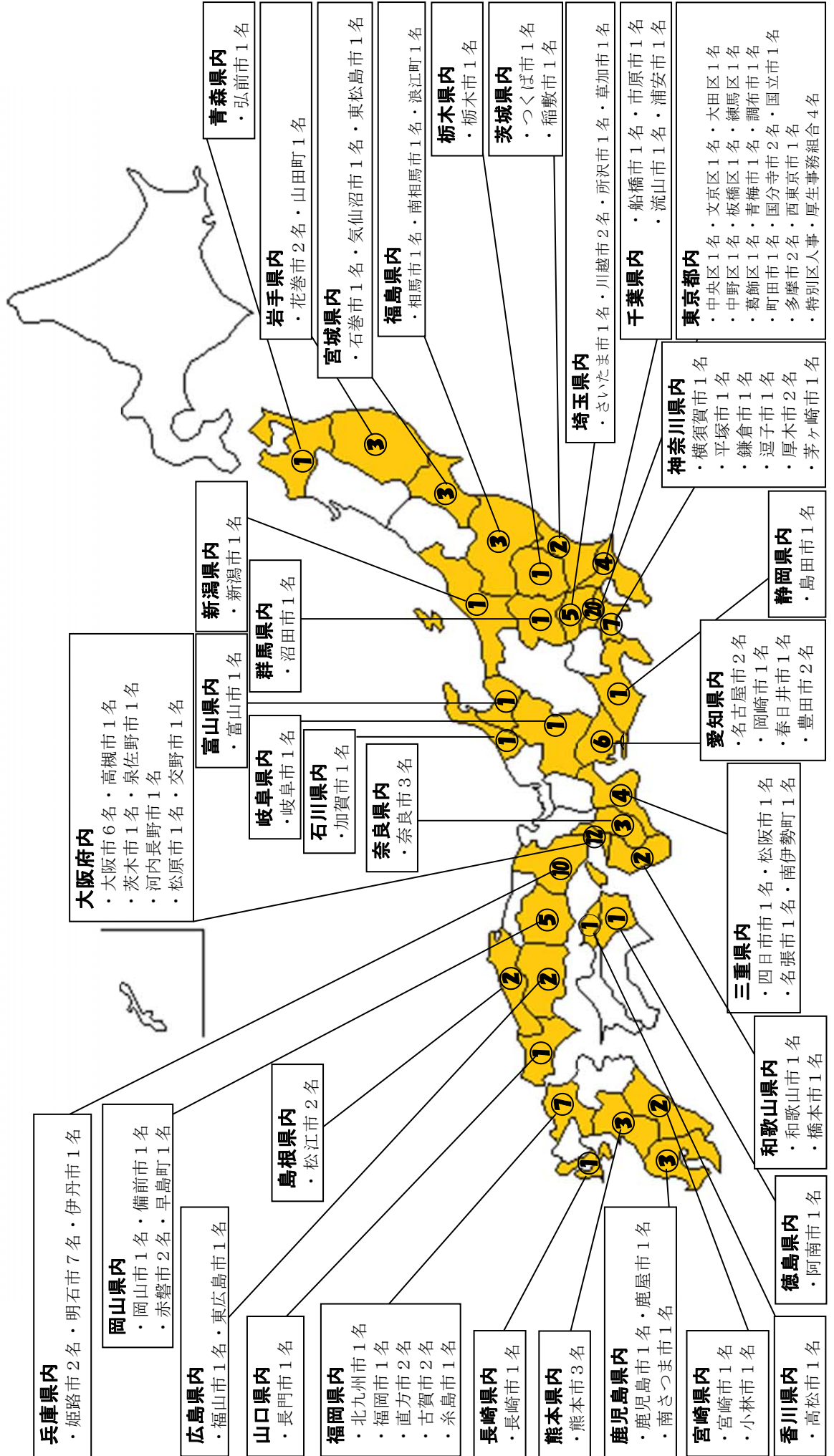
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2018年2月現在, 日弁連調べ ※14都県において32名在籍 (うち14名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2018年2月現在, 日弁連調べ ※90市区町村 (一部事務組合含む) において120名在籍 (うち103名任期付職員))

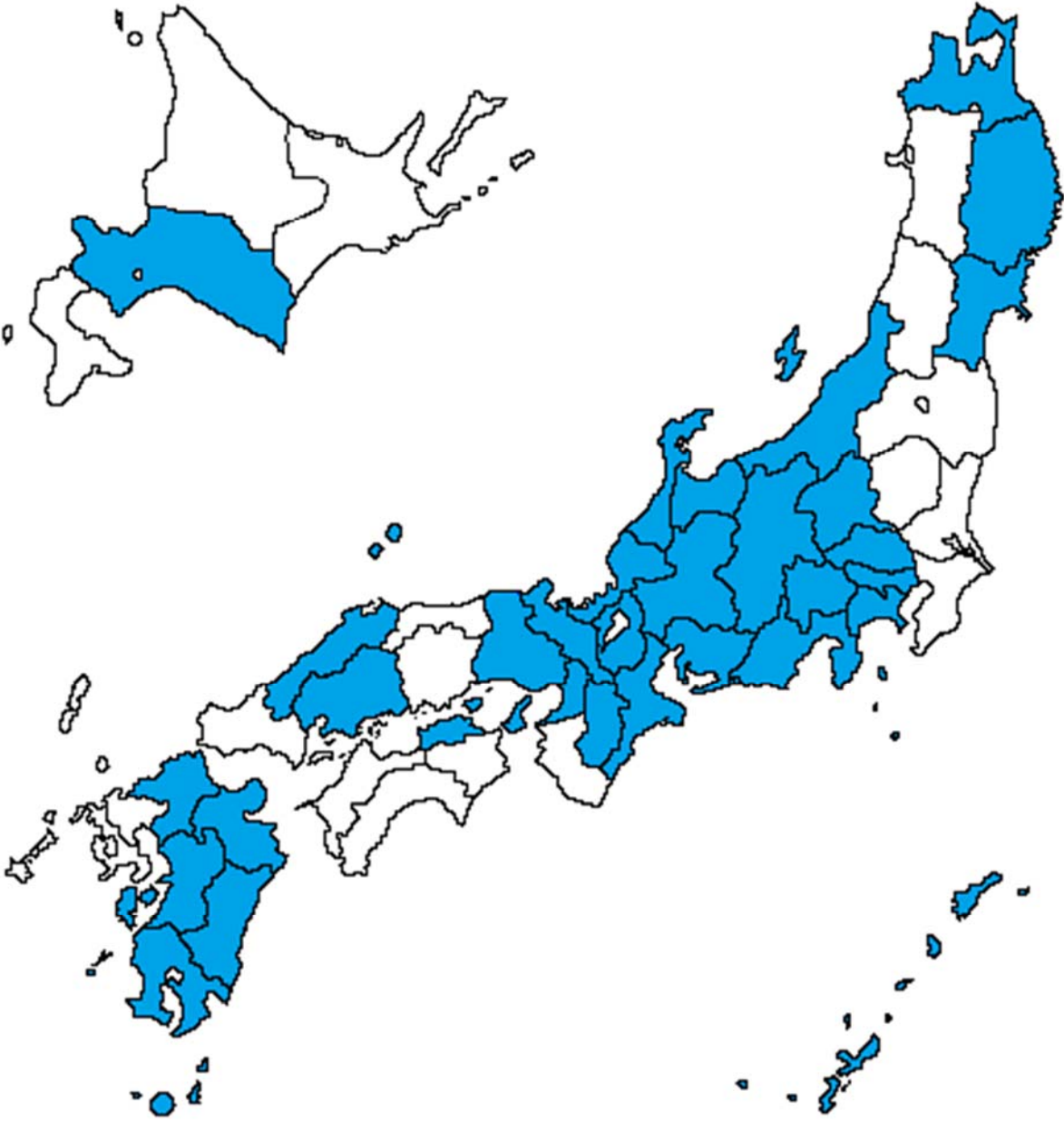


法律サービス展開本部関連のイベント等の開催状況について(2017/5/1～)

■自治体等連携センター関連

開催日	イベント名	会場	備考
2017年5月22日 5月24日	空き家対策シンポジウム～全国実態調査を踏まえて～ 自治体任期付公務員任用セミナー	東京・全国 東京	
6月9日	2017年度包括外部監査人等経験交流会	愛媛	四国弁護士会連合会、愛媛弁護士会共催
6月19日	第3回条例制定支援実務研修①	東京・全国	
6月26日	第3回条例制定支援実務研修②	東京・全国	
9月9日	第20回弁護士業務改革シンポジウム第6分科会 「自治体連携における諸課題を克服する～弁護士・弁護士会の公共性・専門性を真に活かすには～」	東京	
11月8日	自治体の監査委員等経験交流会	東京	
11月22日	公金の債権回収業務に関する法務研修	金沢	主催：金沢弁護士会、 総務省公共サービス改革推進室主催 共催：福井弁護士会、 富山県弁護士会
2018年1月25日	組織内弁護士に関する意見交換会	京都	京都弁護士会主催
1月26日	公金の債権回収業務に関する法務研修	福岡	福岡県弁護士会、総務省公共サービス改革推進室主催
2月1日	自治体内弁護士と鹿児島県弁護士会執行部等との座談会	鹿児島	鹿児島県弁護士会主催
2月20日	国会議員政策担当秘書等説明会	東京	日本弁護士政治連盟主催
2月21日	セミナー「公共施設の再編と住民の合意形成のあり方～住民の直接参加の制度化の実効性～」	東京・全国	公益財団法人日弁連法務研究財団共催
2月23日	第3回公金債権の放棄・減免に関するセミナー	東京・全国	総務省後援

行政連携のお品書きマップ（2018年2月1日現在）



○お品書き又はそれに類するものが完成している弁護士会・・・・・・・・・・ 33弁護士会
東京・第二東京・神奈川県・埼玉・群馬・静岡県・山梨県・長野県・新潟県・大阪・京都・
兵庫県・奈良・滋賀・愛知県・三重・岐阜県・福井・金沢・富山県・広島・島根県・福岡県・
大分県・熊本県・鹿児島県・宮崎県・沖縄・仙台・岩手・青森県・札幌・香川県

お申し込み・お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください。



愛知県弁護士会公式キャラクター「ひまるん」

愛知県弁護士会行政連携センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2
愛知県弁護士会館

TEL **052-253-7204**

【受付時間】 平日 9:30～16:30

FAX **052-204-1690**

下記ご相談票に必要事項をご記入の上、
左記FAX宛にお送り下さい。

E-mail **gyosei@aiben.jp**

愛知県弁護士会HP
<https://www.aiben.jp>

お問い合わせ

※下記の枠内に、必要事項をご記入の上、上記FAX宛へお送り下さい。
※当会が行う弁護士紹介業務、管理運営のために、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。
上記目的以外には、個人情報は利用いたしません。

申込日	年 月 日	受付番号 ※記入不要	
住所	〒		
組織名称	フリガナ		
担当部署			
担当者氏名	フリガナ		
TEL			
FAX			
E-mail			
お問い合わせ内容	※お問い合わせの概要をできるだけ具体的にご記入下さい。なお、ご希望に沿うことができない場合もございますので、予めご了承ください。		

※枠内にご記入ください。

自治体・行政等向け

弁護士 活用ガイド



愛知県の弁護士がお手伝いします

愛知県弁護士会行政連携センター



こんにちは 愛知県弁護士会です

行政の皆様からの要請に ワンストップでお応えします

自治体を始めとする行政の皆様は、地域社会の基盤をつくり、市民にとってのセーフティネットの役割を果たしておられます。私たち弁護士は、基本的人権の擁護、社会正義の実現を職責としていますが、行政の皆様との連携を深め、法的サービスを拡充し、地域社会に貢献することで、これらの職責をより良く果たし得るものと考えております。

当会は、かねてより、法律相談事業、各種委員、講師等の派遣事業等を通し、自治体を始めとする行政の皆様との連携を図ってきましたが、社会の複雑化に伴い、行政の皆様の法的ニーズに迅速・的確に対応するためには、より一層の連携強化を図る必要があります。

そこで、当会は、行政の皆様からの要請にワンストップでお応えするために、愛知県弁護士会行政連携センターを設立しました。行政連携センターの活動を通し、今後、一層、地域社会に貢献していきたいと考えておりますので、行政の皆様におかれましては、ご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

愛知県弁護士会のご紹介

弁護士会は、弁護士法で法律専門職である弁護士が加入を義務づけられている公益法人です。日本弁護士連合会と地方単位会があります。

愛知県弁護士会は、愛知県に設けられた地方単位会であり、弁護士法第1条の趣旨に則り、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、さまざまな活動を行っています。名古屋に本会を設けていますが、愛知県民全体の法的ニーズに応えるべく、一宮・半田・西三河・東三河に各支部を設置しています。各支部においても、地域に密着した活動を実施しています。



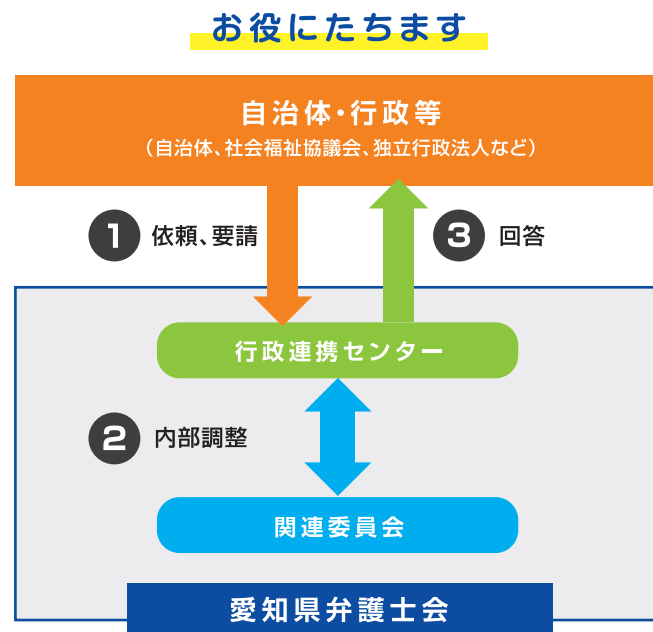
本 会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 TEL : 052-203-1651
一宮支部	〒491-0842 一宮市公園通4-17-1 TEL : 0586-72-8199
半田支部	〒475-0903 半田市出口町1-45-16 住吉ビル2階 TEL : 0569-26-1611
西三河支部	〒444-0864 岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10 TEL : 0564-54-9449
東三河支部	〒440-0884 豊橋市大国町83 TEL : 0532-52-5946

行政連携センターのご紹介

行政連携センターは、愛知県弁護士会が行政の皆様からの要請に迅速・的確にお応えするため、会内に設置した、ワンストップの窓口機能を持ったセンターです。自治体のほか、社会福祉協議会、独立行政法人などの皆様からのご依頼、ご要請に対しても対応させていただきます。

様々な分野の問題について、行政連携センターに問合せや要請をいただければ、会内の関連委員会と調整し、弁護士の紹介、派遣、推薦等を適切に行わせていただきます。

また、行政連携センターでは、各市町村を訪問し、首長、担当者の皆様と意見交換をさせていただきながら、積極的に法的ニーズを把握するための活動も行います。「愛知県弁護士会が実施している行政連携事業の内容を詳しく知りたい」、「こんな課題に直面して困っている」等のご要望を是非とも聞かせください。



ご活用いただける分野

全般・自治体運営

1 各種候補者 推薦・紹介	後見人や財産管理人等の候補者、各種審議会・委員会・協議会等の委員として、その分野・性質に応じて、弁護士の推薦・紹介を行います。法律実務家としての弁護士をご活用ください。
2 情報提供・業務支援	債権管理・回収、不当要求対応等の法的課題に対し、担当部署と連携し、業務支援を行います。条例制定にあたっては、助言、情報提供などを通じての支援を行います。
3 自治体職員向けの 講師派遣・ 研修会開催	民法、債権回収、空き家対策、個人情報、学校問題、後見制度、不当要求対応など様々な法的課題に関し、職員の方々を対象としたセミナーなどの講師派遣を行います。また、行政職員向けの各種セミナー・研修会を開催いたします。当会では、毎年、職員の方々を対象とした行政法律セミナーを行うなどの実績もあります。
4 内部統制・ コンプライアンス	コンプライアンスの確保・向上のための助言や体制作りの支援をいたします。公益通報制度、公正職務審査、第三者委員会などの制度・体制作りの支援や、委員の推薦・紹介を行います。
5 任期付き公務員・ 包括外部監査人等	任期付き公務員・包括外部監査人等の任用・促進を図るために、情報提供や会員向け研修を行います。

健康・福祉

超高齢社会を迎え、高齢者・障がい者問題への対策が必要とされる中、当会では、高齢者・障がい者の方々を法的に支援するために、「高齢者・障害者総合支援センター(アイズ)」を設立し、行政機関や福祉関係者とも連携して様々な事業を行っております。

1 法律相談	自治体・社会福祉協議会・入居施設・ケアマネジャーその他の福祉関係者が利用できる無料FAX相談(ほっとくん)や、行政職員・地域包括支援センター職員が利用できる電話・FAX・面談相談を実施している他、協定を結んだ社会福祉協議会などでは成年後見に関する市民向け法律相談も実施しております。
2 講師派遣	地域包括支援センターなどのご依頼により講演会・研修会へ講師を派遣しております。
3 業務支援	市町村長申立てにおける成年後見人等の候補者の推薦、ケース検討会議への派遣、地域ケア会議アドバイザーの派遣、福祉関係者を対象にした事例検討会の開催、行政職員等を対象にした成年後見に関する講座等の実施、成年後見制度利用促進法に関する市町村計画策定・成年後見センターの立ち上げ等の支援を行っております。また、社会福祉士会と協同して、弁護士と社会福祉士がペアとなった虐待対応専門職チームを市区町村や地域包括支援センターに派遣しております。

教育分野

1. 法教育

<p>① 授業実践・学校講師派遣事業</p>	<p>法教育[※]の普及・理解促進のために、できる限り教員にご負担をかけない形で、授業づくり・授業の実施に協力させていただきます。「主体的・対話的で深い学び」、さらには「主権者教育」に役立つ授業プラン・教材を取り揃えています。また、講師を派遣して模擬裁判やディベートなどの講義を行います。</p> <p><small>※法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育</small></p>
<p>② 研究会の設置・開催</p>	<p>現在、各教育委員会（例えば、名古屋市教育委員会）との間で、法教育研究会（参加者は教員と弁護士）を開催し、毎年、教員と弁護士との協働による授業づくり及び授業の実践を行っております。今後も新たな法教育研究会の立ち上げに取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひお声をおかけください。</p>
<p>③ 学校評議員の推薦</p>	<p>学校評議員に弁護士を選任いただくことにより、学校運営の中で起こりうる様々な問題に関し、法的観点からサポートさせていただきます。これまで、学校での授業を経験するなどして教員との交流を深めてまいりました。学校の実情を把握し、理解している弁護士を学校評議員に推薦し、学校運営全般に関わる問題についての相談に応じます。</p>
<p>④ コミュニティースクール</p>	<p>協議会委員の推薦等を通じ、地域が学校運営に参与していくコミュニティースクールの促進に関わり、学校運営全般にわたる問題に関与していきます。</p>

2. 職員向けセミナー・講師派遣

学校事故（けが、熱中症、いじめ、体罰、セクハラ、天災等）が起きた場合の対応方法、事前対策のほか、責任の有無等の考え方については、事例などを通じて具体的に検討する必要があり、それにより、イメージが湧いたり、意識付けになります。

学校事故以外にも、保護者対応や個人情報の取り扱いなど、講師派遣をご依頼いただければ、セミナー・研修会などの講師を派遣させていただきます。

子どもの権利

<p>① 法律相談</p>	<p>子どもの視点に立った子どもの人権相談（電話・面談）を開設しています。相談は無料です（面談相談は要予約）。いじめ・体罰・不登校・子どもに対する虐待・無戸籍児問題など、子どもの人権に関する問題全般についてご相談に応じております。</p> <p>また、学校に対し、子どもの権利・福祉の視点に立った法的アドバイスもいたします。子どもにとって最も良い方法を一緒に考えさせていただければと考えております。</p>
<p>② 講師派遣</p>	<p>弁護士は、日常業務としていじめに関するご相談に応じ、学校、児童・生徒、保護者等と交渉したり、時には裁判をしたりすることもあります。実際の事例に触れている弁護士が、いじめについて児童・生徒と一緒に考え、いじめを減らしたいと思い、出張授業を始めました。当会の会員が学校に足を運び、子ども達にも参加してもらいながら授業をします。</p> <p>また、いじめに限らず、子どもの人権（児童虐待、非行問題等）について、児童・生徒、教員、保護者の皆様向けの講演の講師も派遣いたします。</p>
<p>③ 弁護士推薦</p>	<p>各自治体で開催される子どもに関する種々の会議や検討会、審議会等（いじめ検証委員会、第三者委員会、いじめ対策委員会等）のメンバーを推薦いたします。</p> <p>また、離婚に伴う親権者の指定や面会交流など、子どもに大きな影響を及ぼす家事事件について、家庭裁判所からの推薦依頼に基づき、子どもの手続代理人候補者を推薦いたします。同様に、親権者のいない子どもについて、家庭裁判所等からの推薦依頼に基づき、未成年後見人候補者の推薦も行っています。子どもの権利・福祉に十分に配慮しつつ、子どもの年齢や発達状態に応じ、適切に子どもの意思を考慮する活動を行っています。</p>

④ スクールロイヤー制度

当会においては、これまで子どものいじめ問題への相談・対応、児童虐待に対する対応等子どもの権利を守るという視点からの活動を行ってきました。このような視点から、子どもの問題に習熟した弁護士が、学校現場の皆様ともに対応する制度として「スクールロイヤー制度」があります。

当会においても、子どもの権利の擁護の観点から、「スクールロイヤー制度」の促進を図っていきたくて考えておりますので、是非、ご活用下さい。



生活

消費者問題

消費者問題は、高齢者や障がい者のみならず、若年層や働く世代でも、身近に起こりうる問題です。

当会では、消費者問題の相談に乗るために、自治体での法律相談に弁護士を派遣しています。また、現場の相談員の方々が弁護士に助言を求められることができる制度（支援弁護士制度）を設けております。

消費者被害を予防するためには、問題が起きてからの対処のみならず、市民一人一人が消費者問題についての知識を深め、被害に遭わない

「賢い消費者」になることが大切です。当会では、各自治体における消費者被害への対応や消費者被害に関する啓蒙活動の一助として、消費者相談に関する啓蒙講座・検討会や研修会へ講師派遣を行うとともに、消費者行政担当者の方々と事例検討会や連絡協議会などを実施しています。また、行政機関の方々と、各自治体に寄せられている相談の内容・件数や自治体における消費者問題への取組みに応じた意見交換も行っております。

貧困・多重債務

自治体は、地域住民のセーフティネットとして生活困窮者の方への対応に当たられることも多いのではないのでしょうか。当会では、多重債務問題、生活保護の実務問題等への対応について、自治体職員を対象として講師を派遣しています。また、自治体主催の多重債務相談等に相談員を派遣し、ご相談に応じています。生活保護制度における第三者行為求償事務についての法律相談にも対応しています。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談事業の一環として、自治体職員からの電話相談や、窓口で相談に来られた生活困窮者の方との面談相談を行っています。生活困窮者から受けた相談でお困りのことがありましたら、当会にご相談ください。

自殺対策協議会や自殺対策に関する各種企画、居住支援協議会などにも弁護士を派遣させていただきます。

民事介入暴力

暴力団や反社会勢力の矛先は、一般市民や事業者だけでなく、行政機関へも向けられています。暴力団や反社会的勢力は、行政の中立的・公正の名の下に、行政機関へ近づき、あるときは暴力や脅迫を示唆して、またあるときは言葉巧みに、不当な利益を得、あるいは義務を逃れようと狙っています。

当会は、警察や暴力追放愛知県民会議と情報交換等をして、日々、暴力団対策活動をしております。

また、当会は民事介入暴力相談として、暴力団対策、不当要求対策に精通した弁護士による相談を実施しています。また、不当なクレームへの対応相談にも応じております。

犯罪被害者支援

犯罪被害に遭われた方やその遺族の方は、生命、身体、財産等の直接的な被害だけでなく、精神的なショック、捜査機関での事情聴取や取材報道等による負担など、様々な困難を抱えることとなります。そのため、犯罪被害者に対しては、医療面、精神面、生活面、刑事・民事の裁判手続等、多岐にわたり途切れることのない支援が必要です。

当会では、犯罪被害者支援に関する研修会、犯罪被害者支援を行う

支援員の養成講座への講師派遣のほか、犯罪被害者支援窓口担当者への法律相談にも応じております。

また、愛知県被害者支援連絡協議会（愛知県安全なまちづくり条例に基づき設立された団体）等を通じて関係機関との連携強化を進めています。

多くの自治体で制定され始めた犯罪被害者等支援条例の制定にも協力させていただいております。

男女共同参画・DV問題等

1 DV、 ストーカー問題

自治体と連携して、精通した弁護士を法律相談に派遣したり、研修会や勉強会に講師を派遣しています。被害の防止のために、意見交換会などを開催して、連携を深めていきたいと考えています。

2 セクシュアル ハラスメント、 LGBT、 男女共同参画

セクシュアルハラスメント、LGBTなど性に関する問題は、社会の多様化を反映し、日々、複雑になっています。こうした問題に対しても、精通した弁護士を法律相談の相談員や研修会・勉強会の講師として派遣したり、各種規程の整備や施策の立案をサポートします。また、行政機関内でセクシュアルハラスメントなど性に関する問題が発生した場合に、精通する弁護士を調査委員として派遣したり、セクハラ防止体制の整備のためにアドバイザーとして派遣するなどして解決に向けてご協力いたします。

そのほかにも、男女共同参画社会の実現のために、各種委員会・協議会に委員や講師を派遣したり、各種規程の整備や施策の立案をサポートいたします。

安全・環境

空き家問題対策

空家等対策特別措置法が完全施行され、空き家問題に対する取り組みは本格化しつつあります。空き家問題の背景には、人口の減少や都市部集中だけでなく、所有者不明・不在、相続争い、住人の認知能力低下などの法律問題が潜んでいます。また、空き家に関連して隣人トラブルなど法的紛争に発展する可能性もあります。これら法律問題・法的紛争の解決には、弁護士の助言が有益です。

当会では、空家等対策協議会委員として弁護士を推薦いたします。また、自治体との連携協定を通じ、計画案の作成・実行への参与のほか、市民を対象としたセミナーや行政職員向けの研修会を開催したり、講師を派遣します。また、市民向けの「空き家問題110番」による相談会を実施いたします。

災害対策

当地域では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。大規模な災害が発生すると、日常生活の不自由はもとより、二重ローン、建物の滅失、行方不明者や相続、行政給付など、様々な法律問題が発生します。災害からの被害を回復するには、多くの被災者等に対し、すみやかに、必要な情報提供や法的助言を行わなければなりません。

そこで当会は、災害時のもとより、平時より、行政機関とも連携を深め、自治体との災害時における法律相談業務等に関する協定締結、災害に関する法律知識の情報提供、シンポジウムや研修の実施等を通じて、災害発生時の法的問題に対応しています。

仕事・産業

企業支援

当会は、中小企業に対する法律支援を推進するために「あいち中小企業法律支援センター」を設立しています。同センターでは、行政機関やその関連組織とも連携し、中小企業向け弁護士紹介、中小企業

向け法律相談・セミナー等の開催、行政担当者向けの法律相談、セミナーの開催等を行い、多くの中小企業に充実したサービスを提供します。

知的財産関連

愛知県は日本有数の「ものづくり県」であり、企業活動の中で知的財産に関する問題は避けては通れません。当会は、日本知的財産仲裁センター（日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR機関）と共に、行政機関やその

関連組織とも連携を深め、知的財産に関する法律相談・セミナー等の共同開催、相談員に対する研修・法律相談等を通じて、知的財産に関する法的サービスの一層の充実を図りたいと考えています。

Q&A

Q 行政連携センターを利用する
メリットは何ですか？

A 行政の皆様が抱える問題は多方面にわたりますが、当会には、会の機関として、多くの委員会が分野毎に設置されており、各委員会には当該専門分野で精力的に活躍する弁護士が所属しています。行政連携センターでは、当会の各委員会が会の活動として実施する事業を通じ、各種ご紹介・ご要請にお応えいたしますので、行政の皆様の具体的なニーズに合わせた法的サービスを提供することができます。

Q 任期付き公務員として
弁護士を採用するメリットは
何ですか？

A 弁護士を職員として採用していただきますと、日常業務から生ずる様々な法的問題や条例制定等を含む政策法務の場面などにおいて、スピーディに、法的な視点での対応が期待できます。また、各種研修を通して、職員の皆様に法的情報のご提供や法務能力向上の支援もさせていただきます。場合に応じて、訴訟や不服申立の対応、顧問弁護士や外部弁護士との調整役を担うことも可能です。

Q パンフレットに記載されて
いない分野や関与形態にも
対応してもらえますか？

A 本パンフレットで紹介した以外にも、当会では様々な活動を行っており、各支部においては地域の実情に根ざした活動も行っています。また、これまで行っていない新しい活動につきましても検討させていただきますので、ご相談ください。

Q 費用はどれくらい
かかりますか？

A 無償でご提供できるサービスもありますが、内容によっては費用のご負担をお願いする場合があります。詳しい内容については、お問い合わせください。